

大阪・関西万博 千葉県ブース企画運営等事業業務委託
企画提案仕様書

1 業務名

大阪・関西万博 千葉県ブース企画運営等事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日(金)まで

3 事業の趣旨

本県は、生産量日本一の醤油、みりんをはじめ、日本酒、味噌、チーズ（本県は日本の酪農発祥地）など、古くから県内各地で多様な発酵文化・産業が発達している。

また、発酵は、食品分野では県産農林水産物とのコラボレーションや観光資源としての活用も期待されるほか、食品分野以外でもバイオテクノロジー分野への応用など、将来に向けた発展可能性を有している。

このため、発酵を通じて千葉県の魅力を国内外に発信し、県内への誘客促進や県産品の販路拡大につなげるとともに、「発酵県ちば」のイメージ定着、県内の発酵関連産業の振興、発酵文化の伝承を図り、さらに、万博への出展・発酵のPRを通じて、関係企業や市町村との連携強化を促進するため、大阪・関西万博において、千葉県ブースを出展する。

4 大阪・関西万博及び千葉県の出展について

(1) 大阪・関西万博の概要

開催期間：令和7（2025）年4月13日（日）～10月13日（月）

会場：夢洲（ゆめしま）（大阪市此花区）

テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン

(2) 千葉県の出展について

期間：令和7（2025）年8月26日（火）～31日（日）

※設営・撤去（各1日程度）を含む

※催事開催時間は、各日午前9時～午後9時

場所：万博会場内「EXPO メッセ」（約2,000㎡）のうち1/6区画

（千葉県ブースの専有面積は200㎡程度を見込む）

テーマ：「発酵」

5 委託業務の内容

- (1) 千葉県ブースの出展内容の企画立案
- (2) 千葉県ブースの設営・撤去
- (3) 千葉県ブースの運営

各項目の業務内容の詳細は次項以下に記載のとおり。

6 千葉県ブースの出展内容の企画立案

- (1) 以下により、千葉県ブースの出展内容及びブース内のレイアウト（平面図、イメージパース等）等の計画（以下、「基本計画」という。）を作成し、県の承認を得ること。
 - ア 令和6年12月20日（金）までに、基本計画の素案を県に提出すること。
 - イ 上記の素案をもとに、県及び企業等関係者と協議を重ねた上で、令和7年2月末日までに、県の承認を得たものを基本計画の成案として策定すること。
- (2) 出展内容は、以下①～③の要素を全て含むこと。
 - ①「千葉県の発酵」にかかわる産業・文化・技術等の展示・紹介（即売、試食、試供品配布等を含む）（以下、「展示・紹介」という。）
 - ②ワークショップ・体験コーナー
 - ③企業・市町村等による個別展示（以下、「個別展示」という。）なお、①～③以外の要素を加えることも可とする。
- (3) 出展内容は、飲食物を中心に、来場者が「千葉県」「発酵」「美味しい！おもしろい！」を感じられる内容とすること。
- (4) 千葉県ブース全体の名称・キャッチコピーについても提案を行うこと。
- (5) 「展示・紹介」及び「ワークショップ・体験コーナー」について
 - ア 来場者が比較的短時間で楽しめる内容とし、ワークショップ・体験コーナーについては、幅広い年齢層が参加できるように、複数メニューを実施すること。
 - イ 千葉県内の関係企業・団体との連携を図ること。
 - ウ 来場者に提供する飲食物・商品・体験サービス等を有償とすることは可とする。ただし、出展の目的はプロモーションが主眼であることを踏まえ、利益を目的とした価格設定としないこと。
 - エ 飲食物については衛生管理に十分留意すること。なお、冷蔵倉庫等、品質・衛生管理に必要な設備等は受託者が全て手配すること。
 - オ 展示・紹介する発酵製品は、原則として千葉県産品を使用すること。また、発酵製品以外の食材等についても可能な限り千葉県産品を使用し、県のPRを図ること。

(6) 個別展示について

ア 千葉県ブース内に、県内企業や市町村等（以下、「個別展示団体」という。）が個別展示を行う区画（以下、「個別展示区画」という。）を設けること。（5区画程度を想定）

イ 個別展示団体については、募集のみ県において実施するが、選考については、千葉県ブース全体の出展内容との整合性を図る観点から、受託者において県と協議の上、決定し、応募者に選考結果を通知すること。

※ 個別展示団体の募集期間は令和6年11月中旬～12月中旬、選考・決定時期は令和6年12月下旬～令和7年1月上旬を予定

ウ 個別展示企業の決定後は、関係者への連絡、準備状況の確認のほか必要な調整を行うこと。

(7) 大阪・関西万博の主催者（2025年日本国際博覧会協会。以下、「博覧会協会」という。）が定める規程・レギュレーション等を遵守すること。

なお、現時点で示されている主なレギュレーションは以下のとおり。

- ・電気水道の使用：可
- ・火器の使用：不可
- ・プロパンガス等ガス類の使用：不可
- ・酒類の販売：可
- ・試飲・試食品の制限：その場で試飲、試食が完結すること。
- ・販売行為については、博覧会協会へのロイヤリティーの支払いが必要（最大20%の見込み）

(8) レイアウトについては、来場者の導線や設備の配置、バックヤードの確保等にも留意すること。

7 千葉県ブースの設営・撤去及び運営について

(1) 基本計画に基づき、千葉県ブースの設営・撤去及び運営を行うこと。

(2) 千葉県ブースの設営・撤去及び運営の詳細について、下記事項を記載した実施計画書を令和7年5月末までに提出し、県の承認を得ること。

(設営・撤去)

- ・千葉県ブースのデザイン・設計（設備・資材・物品の配置を含む。なお、デザインについては、使用するロゴタイプやシンボルマークを県が指定する場合がある。）
- ・設営・撤去のスケジュール
- ・その他必要な事項

(運営)

- ・ 人員の配置計画
- ・ 開催期間中の食品等の保存方法及び場所
- ・ 催事のタイムスケジュール
- ・ 出展に必要な法令等の諸手続き
- ・ その他必要な事項

なお、計画提出後、変更が必要な事情が生じた場合には、適宜、県と協議すること。

- (3) 設営・撤去については、EXPOメッセにおいて同時期に出展する他団体や、個別展示団体の設営・撤去作業と調整を図り、事故・トラブルがないよう、留意すること。
- (4) 催事の実施にあたり、関係官公庁や博覧会協会への申請・届出等、必要な諸手続きを行うこと。なお、県名義での申請・届出等が必要な場合は、適宜、県に相談すること。
- (5) 千葉県が実施する広報活動や、報道機関の取材には必要な協力を行うこと。
- (6) 千葉県ブースの運営に係る留意事項及び危機管理対応マニュアルを作成し、県の確認を得た上で、関係者（個別展示団体を含む）に配付すること。
- (7) 個別展示について
 - ア ブースの基本部分の施工及び基本的な設備（机、椅子、食品保管庫等）の手配は本業務の受託者が実施すること。
 - イ 個別展示団体が独自の展示等を実施するために必要な物品等は、各個別展示団体が手配するが、千葉県ブース全体の適正な運営を確保する観点から、適宜、内容を確認し、必要な調整を行うこと。
- (8) 出展期間中は、会場に管理責任者を常駐させ、催事の円滑な運営管理及び来場者の安全確保を適切に行うとともに、運営上のトラブルが生じた場合に対応できるようにすること。
また、外国人来場者にも対応できるスタッフを配置すること。
- (9) 千葉県ブースの出展記録として、下記の業務を行うこと。
 - ア 来場者・参加者数の集計
 - イ 写真撮影
 - ウ 来場者・参加者等へのアンケート調査（※調査様式については、事前に県の確認を受けること。）
 - エ 事故・トラブル及び苦情処理等の記録
 - オ その他必要事項の記録
- (10) 設営・撤去及び催事運営の過程で発生した廃棄物については、適正に処理を行うこと。

8 実績報告

- (1) 受託者は、業務終了後、委託業務完了報告書を提出し、県の検査を受けること。また、令和6年度末の段階で業務が完了した部分について事業の中間報告を行い、県の検査を受けること。
- (2) 報告書には、7(9)の出展記録、3に記載した事業目的を踏まえた効果の分析・評価(様式任意。A4判2枚以上)、及び本業務の実施過程で作成した資料等を添付すること。

9 経費

- (1) 本業務の実施に要するすべての経費(下記(3)で特記したものを除く)は、委託料に含むものとする。また、40,000,000円(消費税及び地方消費税込み)を上限とする。
 - ・令和6年度上限額 5,000,000円
(業務内容:千葉県ブースの出展内容の企画立案等)
 - ・令和7年度上限額 35,000,000円
(業務内容:千葉県ブースの設営・撤去及び運営等)
- (2) 委託料の支払いは、年度ごとの精算払いとし、業務完了検査後に支払うものとする。
- (3) 博覧会協会へ支払う使用料等の負担区分については、以下のとおりとする。
 - ア 会場使用料及び共益費等 本業務委託料には含めず、別途、県が負担する。
 - イ 電気水道に係る経費(工事費及び使用料) 本業務委託料には含めず、別途、県が負担する。(ただし、電気水道設備のうち、千葉県ブース内部の施工費用は本業務委託料(設営経費)に含む。)
 - ウ 上記以外に、博覧会協会に支払うべき経費が発生した場合は、県と受託者の間で協議する。

10 仕様の変更

本業務内容に関する仕様記載事項の変更について、県が必要と認める場合には、協議の上、柔軟に対応するよう努めること。なお、その場合は、以下について留意すること。

- (1) 原則として、委託金額の範囲内で対応すること。
- (2) 大幅な仕様変更により、委託金額を超える場合は、業務の着手前に県と協議すること。
- (3) 仕様変更により、委託金額が減額となる場合があること。

1 1 留意事項

- (1) 業務実施にあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (2) 業務に必要な関係機関等との協議、各種打合せ等について、資料作成及びその他業務上必要となった事務等に協力すること。
- (3) 本業務における作製物の取扱いは次のとおりとする。なお、作製にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
 - ア 本業務の履行における作製物の所有権は全て県に帰属するものとする。
 - イ 作製物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に県に無償で譲渡するものとする。
- (4) 本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (5) 受託者の責めに帰すべき事由により会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務を実施するにあたり、対人、対物事故についての補償を行う保険に加入（保険加入等に要する経費は委託料に含めるものとする。）するほか、速やかに県に連絡できる体制を構築するなど、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合に責任をもって対応し解決を図れるようにすること。
- (7) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- (8) 業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (9) 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。